

入札約款

(目的)

第1条 東金市の発注に係る工事の請負及び調査、測量、設計その他の業務委託の契約に係る競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令に定めるもののほか、この入札約款の定めるところによるものとする。

(入札等)

- 第2条 入札参加者は、図面、仕様書、契約書案及び現場説明書等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において図面、仕様書、契約書案及び現場説明書等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。
- 2 入札書は別記第1号様式により作成し、封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、公告又は通知書に示した日時、場所において入札箱に投入しなければならない。
 - 3 入札参加者は代理人をして入札させるときは、別記第2号様式による委任状を持参させなければならない。
 - 4 入札参加者又はその代理人は、入札の前に別記第3号様式による誓約書を提出しなければならない。
 - 5 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
 - 6 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

(入札の辞退)

- 第3条 入札参加を認められた者又は指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 2 入札参加を認められた者又は指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前には、入札辞退届（別記第4号様式）を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
 - (2) 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
 - 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けない。

(入札の取りやめ等)

- 第4条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。
- 2 入札参加者が1人である場合は、特別な事情がない限り入札を取りやめることとする。

- 3 入札談合に関する情報があった場合において、その情報の信憑性が高いと判断したものの、その談合等の事実が確認されないときは、入札参加者から抽選によってその半数を選出し、入札を執行することができる。

(入札書に記載する金額)

第5条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(無効となる入札)

第6条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く。）
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合であると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (9) 入札前に予定価格を公表している場合の予定価格を上回る入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第7条 最低制限価格を設けている場合においては、入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、最低制限価格を設けていない場合においては、最低価格をもって入札した者を落札者とする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第8条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(再度入札)

第9条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

ただし、予定価格を事前に公表する入札については、再度の入札を行わない。

- 2 再度入札の回数は、原則として2回までとする。
- 3 再度入札に参加できる者は、当該再度入札の前の入札に参加した者で最低制限価格を下回らない入札をした者とする。ただし、当該再度入札の前の入札が無効になった者は、再度入札に参加できないものとする。

(契約の締結)

第10条 落札者は、落札決定の日から14日以内に当該契約（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年東金市条例第8号）第2条に規定する契約に該当する場合は仮契約）を締結しなければならない。

ただし、契約担当者の承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札は効力を失う。

(契約の保証)

第11条 工事等の請負契約に係る落札者は、当該契約の締結に際し、請負代金額の10分の1以上の額の契約保証がなされていることが証明される次の各号のいずれかの書類を提出しなければならない。

(1) 金融機関等（金銭保証人）の「保証書」

(2) 債務の履行を保証する「公共工事履行保証証券（履行ボンド）」

(3) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する「履行保証保険証券」

(4) 契約保証金（現金）納付の場合は「歳入歳出外現金払込書兼領収書」

(5) 契約保証金に代わる担保としての有価証券の提供の場合は「保管証書」

(異議の申立)

第12条 入札をした者は、入札後、この約款、図面、仕様書、契約書案及び現場説明書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第13条 契約担当者は、必要があるときは、入札参加者から入札金額見積内訳書の提出を求めることができる。

附 則

この約款は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成10年11月18日から施行する。

附 則

この約款は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成18年4月3日から施行する。

附 則

この約款は、平成20年4月1日から施行する。

入札の心得

東金市における入札は、入札約款の定めるところにより執行しますが、特に次の事項に留意のうえ、入札をおこなってください。

1 入札の参加について

- (1) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、入札約款別記第2号様式による委任状を持参させなければならない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札の前に入札約款別記第3号様式による誓約書を提出しなければならない。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (4) 入札書は入札約款別記第1号様式により作成し、封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、公告又は入札執行通知書に示した日時、場所において入札箱に投入しなければならない。

2 入札参加の辞退について

- (1) 入札参加を認められた者又は指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 入札参加を認められた者又は指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - ① 入札執行前には、入札辞退届（入札約款別記第4号様式）を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
 - ② 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

3 無効となる入札について

- (1) 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
 - ① 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - ② 委任状を持参しない代理人のした入札
 - ③ 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く。）
 - ④ 記名押印を欠く入札
 - ⑤ 金額を訂正した入札
 - ⑥ 誤字、脱字により意思表示が不明瞭である入札
 - ⑦ 明らかに連合であると認められる入札
 - ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
 - ⑨ 入札前に予定価格を公表している場合の予定価格を上回る入札
 - ⑩ その他入札に関する条件に違反した入札

4 落札者の決定について

- (1) 最低制限価格を設けている場合においては、入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、最低制限価格を設けていない場合においては、最低価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

5 再度入札について

- (1) 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。
ただし、予定価格を事前に公表する入札については、再度入札は行わない。
- (2) 再度入札の回数は、原則として2回までとする。
- (3) 再度入札に参加できる者は、前の入札に参加した者で最低制限価格を下回らない入札をした者とする。
- (4) 入札が無効になった者は、再度入札に参加できないものとする。

6 異議の申立について

- (1) 入札をした者は、入札後、この約款、図面、仕様書、契約書案及び現場説明書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。